

**八雲町自治基本条例(行政素案)**  
**逐条解説書**

**平成21年10月**

**八雲町企画振興課**

# 目 次

条例（行政素案）全文-----	P. 1
逐条解説-----	P. 9
前文-----	P. 9
第1章 総則-----	P. 9
第1条 目的	
第2条 用語の定義	
第3条 基本理念	
第4条 基本原則	
第2章 情報共有-----	P.11
第5条 情報共有の基本	
第6条 情報提供	
第7条 説明責任	
第8条 情報公開	
第9条 個人情報の保護	
第10条 町民の意見	
第11条 情報の収集及び管理	
第12条 会議の公開	
第3章 町民参加と協働-----	P.12
第13条 町民参加の基本	
第14条 町民参加の推進	
第15条 町民参加の方法及び時期	
第16条 提出された意見等の取り扱い	
第17条 審議会等の運営	
第18条 協働の推進	
第4章 住民投票-----	P.15
第19条 住民投票	
第20条 住民投票の請求及び発議	
第5章 町民-----	P.16
第21条 町民の基本姿勢と役割	
第22条 町民の権利	
第23条 事業者の役割	
第6章 コミュニティ-----	P.17
第24条 コミュニティの定義	
第25条 コミュニティの役割	
第26条 コミュニティにおける町民の役割	
第27条 行政の役割	

第7章 議会-----	P.17
第28条 議会の設置	
第29条 議会の役割	
第30条 議会の権限	
第31条 議会の責務	
第32条 議員の責務	
第33条 議会運営	
第8章 行政-----	P.19
第34条 行政の基本	
第35条 行政の役割と責務	
第36条 町長の設置	
第37条 町長の責務	
第38条 行政の職員の責務	
第9章 行財政運営の原則-----	P.20
第39条 総合計画	
第40条 財政運営	
第41条 行政評価	
第42条 行政手続	
第43条 政策法務	
第44条 危機管理	
第10章 交流・連携-----	P.22
第45条 国及び北海道との連携	
第46条 他の市町村との連携	
第47条 国内外の交流	
第11章 条例の見直し-----	P.22
第48条 条例の見直し	
第49条 八雲町民自治推進委員会	
第12章 最高規範-----	P.23
第50条 最高規範	
第13章 委任-----	P.23
第51条 委任	
附則-----	P.23

# 八雲町自治基本条例（行政素案）

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 情報共有（第5条―第12条）
- 第3章 町民参加と協働（第13条―第18条）
- 第4章 住民投票（第19条・第20条）
- 第5章 町民（第21条―第23条）
- 第6章 コミュニティ（第24条―第27条）
- 第7章 議会（第28条―第33条）
- 第8章 行政（第34条―第38条）
- 第9章 行財政運営の原則（第39条―第44条）
- 第10章 交流・連携（第45条―第47条）
- 第11章 条例の見直し（第48条・第49条）
- 第12章 最高規範（第50条）
- 第13章 委任（第51条）

### 附則

#### （前文）

八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。

八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。

私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、八雲町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

### （用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。
- (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。
- (5) まちづくり 明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。
- (6) 協働 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。

- (1) 私たちのまちは私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。
- (2) 協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。
- (3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。

(基本原則)

第4条 私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。

- (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。

第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第5条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治の根源であることを強く認識することを基本とします。

(情報提供)

第6条 議会及び行政は、町民とこの条例の基本理念の実現を図るため、その保有する町政に関する情報を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町政に関する情報について町民に説明する責務を有します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

- 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、八雲町情報公開条例（平成17年八雲町条例第10号）の規定により、情報を公開します。

(個人情報の保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）の規定により、適正な保護を図ります。

(町民の意見)

第10条 行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めるものとします。

- 2 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めるものとします。

(情報の収集及び管理)

第11条 行政は、行政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。

(会議の公開)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する審議会、政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」と

いう。)は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を公開し、非公開とすることができます。

### 第3章 町民参加と協働

#### (町民参加の基本)

第13条 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとし、町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとし、
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとし、
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとし、

#### (町民参加の推進)

第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

- (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
  - (2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止
  - (3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項
  - (4) 公の施設の新設、改良又は廃止の決定
  - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価
  - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
  - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施の決定
- 2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

#### (町民参加の方法)

第15条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとし、

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 別に規則に定める町民意見の公募
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

#### (提出された意見等の取扱い)

第16条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等(以下「意見等」という。)を総合的に検討するものとし、

- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとし、ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。
  - (1) 意見等の内容
  - (2) 意見等の検討結果及びその理由

#### (審議会等の運営)

第17条 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとし、

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとし、
- (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募するものとし、

- 2 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録（会議の内容の要旨を記録したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。
  - (1) 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数
  - (2) 会議の議題
  - (3) 会議の検討において使用した資料
  - (4) 会議における発言又は議事の経過
  - (5) 会議の結論
  - (6) その他必要な事項
- 3 委員の公募は、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、原則として1月程度の応募期間を設けるものとします。
  - (1) 審議会等の名称、目的、審議事項、開催回数及び報酬
  - (2) 任期
  - (3) 応募資格
  - (4) 募集人員
  - (5) 応募期間及び方法
  - (6) 選考方法
  - (7) 問い合わせ先
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

#### （協働の推進）

- 第18条 町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるものとします。
- 2 行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の整備に努めるものとします。

### 第4章 住民投票

#### （住民投票）

- 第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、住民（町内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。）の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。
- 2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
  - 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### （住民投票の請求及び発議）

- 第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。
- 2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。
  - 3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

### 第5章 町民

#### （町民の基本姿勢と役割）

- 第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。
- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。
  - 3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。
  - 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。
  - 5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。
  - 6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。
  - 7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。

#### (町民の権利)

第 22 条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。
- 4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。
- 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。

#### (事業者の役割)

第 23 条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。
- 3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

### 第 6 章 コミュニティ

#### (コミュニティの定義)

第 24 条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

#### (コミュニティの役割)

第 25 条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

- 2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。
- 3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。
- 4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

#### (コミュニティにおける町民の役割)

第 26 条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。

- 2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

#### (行政の役割)

第 27 条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。

- 2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。

### 第 7 章 議会

#### (議会の設置)

第 28 条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

#### (議会の役割)

第 29 条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

- 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。
- 3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

#### (議会の権限)

第 30 条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

- 2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。



(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第32条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとします。

3 議会の議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めるものとします。

4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとします。

5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。

(議会運営)

第33条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができま

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めるものとします。

## 第8章 行政

(行政の基本)

第34条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。

2 行政は、情報共有及び町民参加を基本とした透明性の高い行政運営を行わなければなりません。

(行政の役割と責務)

第35条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。

2 行政は、自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に行政運営を行います。

3 行政は、町民との協働を推進し、町民及び議会と力を合わせて事務及び事業を執行します。

4 各機関の長は、職員を適正に指揮監督し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める責務を有します。

(町長の設置)

第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として町長を置きます。

(町長の責務)

第37条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。

(行政の職員の責務)

第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。

3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるも

のとします。

## 第9章 行財政運営の原則

### (総合計画)

第39条 行政は、中長期的な八雲町のめざす姿を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を策定します。また、総合計画を毎年度見直すとともに、その状況を公表するものとします。

- 2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。
- 3 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

### (財政運営)

第40条 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図るものとします。

- 2 行政は、予算及び決算その他町の財政状況について、わかりやすく適切な方法により、公表するものとします。
- 3 前項に関して必要な事項は、財政事情の作成及び公表に関する条例（平成17年八雲町条例第116号）で定めます。
- 4 行政は、その保有する財産を適正に管理するとともに、安全かつ効果的な方法で運用するものとします。

### (行政評価)

第41条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

- 2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表するものとします。

### (行政手続)

第42条 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

- 2 前項に関して必要な事項は、八雲町行政手続条例（平成17年八雲町条例第12号）で定めます。

### (政策法務)

第43条 行政は、八雲町の振興及び特定の課題を解決するために必要な政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた条例等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用するものとします。

### (危機管理)

第44条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。

- 2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。
- 3 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。

## 第10章 交流・連携

### (国及び北海道との連携)

第45条 議会及び行政は、地方分権の趣旨に基づき、国及び北海道との適切な役割分担を図り、連携した関係を構築するとともに、地方自治の拡充を図るものとします。

### (他の市町村との連携)

第46条 議会及び行政は、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互

いの自主性を尊重しながら共通の政策課題の解決に取り組むものとしします。

- 2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村等と共同で組織を設置できるものとしします。
- 3 町民、議会及び行政は、自らが有する知識及び技術並びに八雲町に所在する公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組むものとしします。

(国内外の交流)

第47条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び技術をまちづくりに活かすよう取り組むものとしします。

## 第11章 条例の見直し

(条例の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとしします。

- 2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会に、必要な意見を求めるものとしします。
- 3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとしします。

(八雲町民自治推進委員会)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として八雲町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)を設置します。

- 2 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとしします。
  - (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
  - (2) この条例の見直しに関する事項
  - (3) 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項
- 3 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとしします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としします。
- 5 前各項に定めるもののほか、町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めま

## 第12章 最高規範

(最高規範)

第50条 この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけま

- 2 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。
- 3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。

## 第13章 委任

(委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

## 八雲町自治基本条例（行政素案） 逐条解説

### 前 文

#### （前文）

八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。

八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。

私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。

#### 【解説・考え方】

前文では、八雲町の地理的特徴である日本海と太平洋の二つの海を有するなど自然が豊かであることに加え、基本的な成り立ちとして、平成17年10月の合併を経て誕生した町であることを表しています。現在の八雲町は、先人の知恵とたゆみのない努力により成り立っており、今日において、私たちが豊かな暮らしを享受できているのも、その賜といえます。

社会経済や人々の暮らしに関する価値観がめまぐるしく変化しており、核家族化や少子高齢社会の進行による地域コミュニティの環境変化など、私たちの暮らしを取り巻く環境も例外ではありません。このような時代にあって、まちづくりとは何か、自治とは何かということが問われてきており、今日まで私たちが行ってきた自治そのものを見つめ直す必要が出てきました。

地方分権の進展により、今まで以上に強い意思をもって私たち自らが考え、行動し、ともに協力し合いながら、まちを治めていかなければなりません。

そのため、自治の主役は町民であるということを基本としながら、自治のあるべき姿（理想）とそれを実現するための仕組みを定め、さらに、これを守り育て、未来を担う子どもたちへ引き継ぐことを「私たちのまちづくりの決意」として宣言しています。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、八雲町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

#### 【解説・考え方】

本条例を定める目的について明記しています。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来、本格的な地方分権時代の幕開けとなりました。地方分権の趣旨は、国と地方自治体の関係を対等協力のものとし、今までの中央集権的な自治ではなく、地方自治体の裁量を拡大し、個性豊かな自治を行うことにあります。

地方分権社会においては、自己決定と自己責任に基づいて自治を推進していく必要があります。このことから、町政運営にあたっては、今まで以上に情報の共有や町民参加が求められています。これらを推進するための基本的な制度やルールが明確ではありませんでした。

そのため、八雲町のまちづくりに関する目標である基本理念、様々な制度や政策を立案、実行するうえでの基本的な考え方となる基本原則、それらを推進するためのルールを条例として定める必要があります。

また、自治における町民、議会、行政のあり方を明確にすることによって、それぞれの役割を發揮した自治の実現を目指すことも併せて求められています。

議会と行政に全てを委ね、物事を決めるのではなく、町民が主役となって政策の決定や実行などの過程に積極的に関わる必要があることから、本条例の最大の趣旨は、町民主体の自治を実現

することとしています。

**(用語の定義)**

**第2条** この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。
- (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。
- (5) まちづくり 明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。
- (6) 協働 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。

**【解説・考え方】**

本条例において使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に、用語の意味を明らかにするものです。

「町民」は、八雲町に住所を有する人だけではなく、働き、学ぶなど、関わりのある人を広く定義しています。まちづくりは、八雲町に住所を有する人だけではなく、住所を有していなくても八雲町で働き、学び、その他関係する多くの人々によって行われることから、本条例の多くの条文に「町民」という言葉を用いています。

「まちづくり」は、住みよい八雲町を創るために、個人及び町内会やボランティア団体などの各種団体が行うあらゆる公共的活動を指しており、企業や事業者が行う営利活動と区分しています。

「協働」は、まちづくりの担い手である町民、議会、行政が同じ目的に向かって、互いに協力し合い、行動することとしています。

**(基本理念)**

**第3条** 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。

- (1) 私たちのまちは私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。
- (2) 協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。
- (3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。

**【解説・考え方】**

八雲町のまちづくりにおける目標である基本理念を定めています。

一つ目は、自らが考え行動し互いに支え合うこと、二つ目は、協働の精神を大切にし、常に進歩するまちづくりを目指すこと、三つ目は、次世代へ引き継ぐ持続可能な地域社会の創造としています。

主語である「私たちは」については、まちづくりの担い手である町民・議会・行政を意味し、三者の総意によって基本理念を宣言する表現としています。

この三つの基本理念の実現に向け、八雲町のまちづくりを推進していくこととしています。

(基本原則)

第4条 私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。

- (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。

【解説・考え方】

基本原則は、基本理念を実現するための基本的な考え方や行動の規範を明らかにするものであり、あらゆる制度、政策の立案・実行・評価の過程において、広くこの考え方をを用いることとしています。

四つの基本原則において、最も基本となるのが「町民主体の原則」です。まちづくりの主体は町民であり、町政は、まちづくりの一部を選挙という制度を通じて議会と町長に町民が信託（信じて託す）したものです。これによって、町民、議会、行政の基本的な関係を明らかにするとともに、町政は、これら原則に従って運営されることとなります。

第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第5条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治の根源であることを強く認識することを基本とします。

(情報提供)

第6条 議会及び行政は、町民とこの条例の基本理念の実現を図るため、その保有する町政に関する情報を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町政に関する情報について町民に説明する責務を有します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、八雲町情報公開条例（平成17年八雲町条例第10号）の規定により、情報を公開します。

(個人情報の保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）の規定により、適正な保護を図ります。

(町民の意見)

第10条 行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めるものとします。

2 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めるものとします。

(情報の収集及び管理)

第11条 行政は、行政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。

(会議の公開)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定

する審議会、政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）は、原則公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を公開し、非公開とすることができます。

#### 【解説・考え方】

情報共有は、まちづくりを行っていくうえで欠かすことのできない基本的な制度です。まちづくりに関する情報共有の充実は、町民のまちづくりへの参加を促す最大的手段であるといっても過言ではありません。

情報共有の基本として、町民、議会、行政が互いに情報を伝え合い、情報共有を図ることがまちづくりの基本であることを位置づけています。

また、行政運営において、町民に対し積極的に情報を提供し説明責任を果たすこと、町民の意見に対する応答責任と寄せられた意見を行政運営に反映することを求めています。

さらに、情報共有の一環として、審議会等の会議を原則として公開することを明確にしています。このことによって、個人情報が含まれることなど一部を除き、審議会等の会議を原則公開するという統一したルールを設けています。

#### （用語解説：審議会）

審議会とは、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に位置づけられる「執行機関の附属機関」のことをいいます。審議会では、計画の策定、政策の立案や実行にあたって町長の諮問に応じ、各種調査や審議を行います。

八雲町には、総合開発委員会や都市計画審議会、熊石地域審議会などが設置されています。

### 第 3 章 町民参加と協働

#### （町民参加の基本）

第 13 条 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとし、町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとし、
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとし、
- 5 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとし、

#### （町民参加の推進）

第 14 条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

- (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
  - (2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止
  - (3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項
  - (4) 公の施設の 신설、改良又は廃止の決定
  - (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価
  - (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
  - (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施の決定
- 2 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難若しくは不相当である事項については、町民

参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第 15 条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 別に規則に定める町民意見の公募
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

第 16 条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとします。ただし、八雲町個人情報保護条例の規定により公表することが適当でない認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

(審議会等の運営)

第 17 条 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。
  - (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を公募するものとします。
- 2 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録（会議の内容の要旨を記録したものをいう。）を作成し、閲覧に供するものとします。

- (1) 会議の日時、場所、出席者の氏名及び傍聴者の数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議の検討において使用した資料
- (4) 会議における発言又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

3 委員の公募は、次に掲げる事項を町広報紙及び町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとし、原則として 1 月程度の応募期間を設けるものとします。

- (1) 審議会等の名称、目的、審議事項、開催回数及び報酬
- (2) 任期
- (3) 応募資格
- (4) 募集人員
- (5) 応募期間及び方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、募集に必要な事項

(協働の推進)

第 18 条 町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるものとします。

2 行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の整備に努めるものとします。

### 【解説・考え方】

情報共有とともに重要となる制度が町民参加です。ここでは、町民が町政へ参加する制度について明らかにしています。これら町民参加に関する具体的な規定を定めることによって、町民の町政に参加する権利を保障しています。

町民参加の基本として、町民は、町政に参加することを基本とすることのほか、議会及び行政は、広く町民の意見を求め町政に町民の意思を反映させるとともに、町民の参加を保障すること



を定めています。

また、町民参加は、町民の自由意思で行われるものであるため、議会及び行政は、町民参加の有無によって町民が不利益を受けないよう配慮することを定めています。

さらに、満 20 歳未満の青少年についても、それぞれの年齢にふさわしい方法によって町政へ参加する権利があることを明らかにしています。これは、早くから町政への関心を高め、参加してもらう基盤として明記するものです。

「町民参加の推進」及び「町民参加の方法及び時期」では、行政がどのようなときにどのような方法で町民参加の手続きを行うのかについて定めています。町民参加の対象事項は、①総合計画及び主要な計画の策定・見直し②町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定、改正、廃止（税・使用料・手数料等の金銭徴収に関する事項を含む）、③広く公の施設の利用方法・管理運営方法の決定、④公の施設の新設・改良・廃止、⑤行政評価、⑥町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定、⑦その他町民参加が有効と思われる事業の選択・実施、としています。

また、「提出された意見等の取り扱い」として、行政は、前述の町民参加の手続きによって寄せられた意見等を総合的に検討すること、また、意見等の検討を終えたときに、意見等の内容及び検討結果について公表することとしています。

町民参加の方法のうち、「町民意見の公募」（パブリックコメント）については、具体的な手続きの内容について規則で定めることを想定しています。これは、パブリックコメントの実施にあたって、意見の募集・周知の方法や期間など具体的かつ統一したルールを定めることによって、町民の参加する権利が保障され、その効果が発揮されることを目的とするものです。

#### （協働について）

「協働」という言葉について、本解説書 P.10 の用語の定義では、「**町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。**」としています。

地域の課題を町民自らが認識し、その課題の解決に向けた行動を起こすとき、町民が自ら行うべきものなのか、行政でなければ解決できないものなのか、町民と行政が一緒になって解決できるものなのかを判断することが必要になります。これら役割分担の中で、町民と行政（場合によっては議会も含めて）が協力し合いながら課題の解決に向けてともに考え行動する手段が協働と言えます。もちろん、町民同士が同じ目的に向かって助け合い、協力し合うことも協働と言えます。

協働の主な効果としては、次の 3 項目が挙げられます。

- ① 地域だけでは解決できない課題を町民と行政が協働することにより、多様なサービスが育まれること。
- ② 町民の自治意識が高揚し、サービスの担い手として、まちづくり活動への一層の参加が促されること。
- ③ 行政は、町民のニーズや価値観を深く理解することができ、行政運営の効率化と組織・職員の意識改革につなげることができること。

協働は、その言葉を発信する側、受け取る側によってその意味やニュアンスが変わる言葉でもあります。これからのまちづくりの中で、町民や各種団体と行政がそれぞれ補完し合いながら、様々なまちづくりの分野へ協働の考え方をじっくりと浸透させていくことが求められています。

協働の具体例としては、八雲地域における「吉田川を守る会」による河川清掃活動、熊石地域における「クリーン熊石推進運動（地域一斉清掃活動）」などが挙げられます。この他にも、多くの活動が行われており、町民・議会・行政が一体となって、協働の取り組みを盛り立てていく必要があります。

#### （用語解説：パブリックコメント）

パブリックコメントとは、条例の制定・改正・廃止、計画の策定等の過程において町民の意見を募り、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

寄せられた意見には、必ず行政側の見解を表明することから、町民参加とともに情報の共有が図られることとなります。

## 第4章 住民投票

### (住民投票)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、住民（町内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。）の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。

- 2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

### (住民投票の請求及び発議)

第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

- 2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。
- 3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

### 【解説・考え方】

八雲町の将来を大きく左右する問題が発生し、住民に直接その意思を確認する必要があるときに、住民投票の制度を設けることを明記しています。住民投票の対象事項については「町政に関わる重要事項」としており、基本的な考え方として、八雲町の決定権が及ばない案件や一部地域の問題であって八雲町全体に影響を及ぼさない事項等は、対象としていません。今まで他の市町村で行われた住民投票では、市町村合併や原子力発電所の建設等を巡る問題がその対象案件となっています。

住民投票に参加できる人の資格（年齢要件等）、その他住民投票の実施にあたって必要な事項については、案件ごとに条例で定めることとしています。

本章で規定する住民投票は、法的拘束力を持たない諮問型住民投票としており、住民投票の結果については、議会及び町長の双方が尊重することとしています。住民投票の結果は、住民の意思が直接投票によって示されることから相当の重みを持っており、このことから、議会及び町長には、住民投票の結果を最大限に尊重した政策判断を行うことが求められます。

住民投票の請求及び発議については、地方自治法に基づくこととしています。このことから、町民が請求するときは、有権者の1/50の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求できること、議員が発議するときは、議員定数の1/12の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議できること、町長は、自ら条例案を議会へ提出することによって発議することができることをそれぞれ明記しています。

現在の地方自治制度は、住民が直接選挙によって議員と首長を選び、双方が住民の代表として自治を行う「間接民主制」を基本としています。一方で、地方自治法では、直接請求といった住民の意思を直接自治に反映させることができる「直接民主制」も保障しています。

町民は、議員と町長に町政を信託していますが、町政における全ての事項について白紙委任しているわけではありません。八雲町の将来を大きく左右する問題が発生した際に、町民自らが直接意思を表明することができる制度を設けることによって、自治の基本である間接民主制が補完され、八雲町における自治の充実が図られることとなります。

### (用語解説：直接請求)

直接請求とは、地方自治に住民の意思を直接反映させることを目的とした制度です。地方自治法によって、住民には、条例の制定、改正、廃止請求、監査請求、議会の解散請求、首長及び議員の解職請求、主要公務員の解職請求を行う権利が保障されています。

## 第5章 町民

### (町民の基本姿勢と役割)

第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。

- 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。
- 3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。
- 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。
- 5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。
- 6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。
- 7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。

### (町民の権利)

第22条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。
- 4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。
- 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。

### (事業者の役割)

第23条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。
- 3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

### 【解説・考え方】

まちづくりにおける町民の基本姿勢と役割、権利について定め、まちづくりにおける町民のあるべき姿を明示しています。

これからのまちづくりにおいては、町民が主体となり、自ら考え、行動することが一層求められています。そのためには、町民としての決まりを守り、互いの自由と人格を尊重しながら連携協調することが必要です。

町民がまちづくりに積極的に関わるためには、町民の権利が保障されることが重要です。町民のまちづくりにおける権利として、情報を知る権利、町政に参加する権利、町政に意見を表明する権利、公正な行政サービスを受ける権利、まちづくりの参加又は不参加によって不利益を受けないこと、を定めています。

また、事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、地域が行うまちづくりへの配慮を求めています。

### (用語解説：住民自治)

住民自治とは、住民が直接自治を行うことをいいます。

これに対し、地方公共団体が自治を担う部分を団体自治といいます。現代の社会においては、住民が自治体の全ての自治を行うことは困難であり、選挙を通じて首長と議員を選び、住民が直接行うには非効率な部分を団体自治として担っています。

日本国憲法第92条に明記されている「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治のことを指しており、自治に関する2つの考え方がバランス良く運営されることが求められています。

## 第6章 コミュニティ

### (コミュニティの定義)

第24条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

### (コミュニティの役割)

第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。

3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。

4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

### (コミュニティにおける町民の役割)

第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。

2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

### (行政の役割)

第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。

2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。

### 【解説・考え方】

ここでは、まちづくりに関して不可欠な組織であるコミュニティについて定めています。

本文にもあるとおり、コミュニティの定義を「町内会等の地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体等」としており、具体的な例としては、居住する地域の結びつきである町内会や自治会などのほか、ボランティア団体、NPO法人、その他特定の目的のために活動する団体があげられます。

多くのまちづくり活動は、これら多くのコミュニティの関わりによって行われていますが、一方で、過疎化や少子高齢社会など、私たちを取り巻く種々の環境が変化するとともに、コミュニティの運営にも影響が出てきています。

そのため、コミュニティ自体が多くの町民の参加が得られるよう環境を整備することに加え、町民一人ひとりがコミュニティへ積極的に参加し、その活動を守り育てていくことを定めています。

また、行政についても、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、連携を図るとともに、適切な支援を講じるよう定めています。

## 第7章 議会

### (議会の設置)

第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

### (議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権限)

第 30 条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。  
2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第 31 条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。  
2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第 32 条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。  
2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとしします。  
3 議会の議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めるものとしします。  
4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとしします。  
5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとしします。

(議会運営)

第 33 条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。  
2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができます。  
3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めるものとしします。

【解説・考え方】

議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される議事機関として位置づけられています。現在の地方自治制度は、選挙によって議員と首長を選び、互いがけん制し合いながら自治を行う「二代表制」を制度の根幹としています。

議会は、町民の意見を広く吸い上げながら政策を形成するとともに、行財政が適切に運営されているかを常に監視し、条例の制定、改正、廃止や予算決算等の重要事項を審議するなど、八雲町の意味を決定する重要な機関です。地方分権によって地方自治体の裁量が増す中で、今まで以上に議会の役割が増していくことが予測されています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められたごく当たり前の制度ですが、基本原則である「町民主体の原則」に基づき、町民が信託して設置することを再定義しています。

「議会の役割」では、議事機関であること、自由な討議の機会を拡充すること、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを求めています。

「議会の権限」では、議会が有する代表的な権限を明示しています。議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法に定められていますが、ここでは、最も基本となる権限について概括的に表現しています。

「議会の責務」では、基本理念を遵守すること、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動すること、町民の意見を聴取し議会運営について町民に説明することを定めています。

議員には、八雲町の様々な課題を解決するための政策立案や自治立法に関する能力、議会を活発な討議の場とするための審議能力の向上とともに、広く八雲町全体を捉える視点、公職に就く者としての高い倫理観と公正かつ誠実な活動が望まれます。

また、議会運営については、会議を原則公開とすることを再確認し、町民との情報共有と議会への町民参加を進めることにより、開かれた議会を目指すことを定めています。

## 8章 行政

### (行政の基本)

第34条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。

2 行政は、情報共有及び町民参加を基本とした透明性の高い行政運営を行わなければなりません。

### (行政の役割と責務)

第35条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。

2 行政は、自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に行政運営を行います。

3 行政は、町民との協働を推進し、町民及び議会と力を合わせて事務及び事業を執行します。

4 各機関の長は、職員を適正に指揮監督し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める責務を有します。

### (町長の設置)

第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として町長を置きます。

### (町長の責務)

第37条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。

### (行政の職員の責務)

第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。

3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。

### 【解説・考え方】

地方分権が進展する中で、今まで以上に地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく運営が求められています。そのため、行政は、常に町民及び議会と連携協力し、情報共有と町民参加を基本とした運営を行っていかねばなりません。

八雲町という地方公共団体を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げて八雲町のまちづくりに取り組む責務を有することを定めています。また、職員を適正に指揮監督し、町民の信託に応えるための効率的な組織体制を整備する責務を定めています。

また、議会と同様に、基本原則である「町民主体の原則」に基づき、町民が信託して八雲町の代表機関として町長を設置することを再定義しています。

行政職員には、行財政運営のプロとしての能力と資質が求められます。さらに、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行する責務を有しています。

町民主体の原則に照らし、常に町民のための行政であり続けるために、これら基本的な事項を定め、町民との信頼関係を深めながら、常に変革し続ける組織であることが望まれます。

## 第9章 行財政運営の原則

### (総合計画)

第39条 行政は、中長期的な八雲町のめざす姿を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を策定します。また、総合計画を毎年度見直すとともに、その状況を公表するものとします。

2 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。

3 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

### (財政運営)

第40条 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図るものとします。

2 行政は、予算及び決算その他町の財政状況について、わかりやすく適切な方法により、公表するものとします。

3 前項に関して必要な事項は、財政事情の作成及び公表に関する条例（平成17年八雲町条例第116号）で定めます。

4 行政は、その保有する財産を適正に管理するとともに、安全かつ効果的な方法で運用するものとします。

### (行政評価)

第41条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表するものとします。

### (行政手続)

第42条 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、八雲町行政手続条例（平成17年八雲町条例第12号）で定めます。

### (政策法務)

第43条 行政は、八雲町の振興及び特定の課題を解決するために必要な政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた条例等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用するものとします。

### (危機管理)

第44条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。

3 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。

## 【解説・考え方】

本項目においては、行財政運営全般にわたる原則を明記しています。

### (総合計画)

計画的な行政運営を行うため、総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいて政策を執行することを明記しています。総合計画は、「地方自治法第2条第4項」に基づき策定していますが、本条例において総合計画の策定を位置づけることにより、計画策定の根拠を再定義しています。

また、個別計画の内容と総合計画の内容との整合を図ることによって、総合計画が行政計画の最上位であることを位置づけています。

さらに、総合計画の毎年度の見直しとともに、計画の策定及び見直しに当たって、町民参加と情報共有を図ることを法的に整備しています。

(参考:地方自治法 第2条第4項)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

#### (財政運営)

総合計画に基づく予算編成と、中長期的な展望に立った健全な財政運営を図ることを趣旨としています。

また、町民との情報共有の観点から、予算及び決算等の財政事情をわかりやすく公表することを明記しています。公表に関する細部については、「財政事情の作成及び公表に関する条例」に委任することとします。

さらに、町の保有する財産（現金のほか、土地、建物、基金、有価証券等）の適正な管理及び運用について明記しています。

#### (行政評価)

行政評価を制度として本条例で位置づけています。行政評価の趣旨は、行政運営における「計画→実施→評価→改善」のサイクルを確立し、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです。

八雲町では、①町民の視点を生かした事務事業の改善、②説明責任の徹底、③職員の意識改革、の3つを主眼として、平成21年度より事務事業評価を本格的に実施しており、評価の内容を町民へ公表することとしています。

#### (行政手続)

行政が行う許可、認可や不利益処分に関するルール（許認可を行う際の判断基準や相手方の不利益になる処分を行う際の処分基準の設定など）をあらかじめ定めることにより、町民の権利利益の保護を図ることを明記しています。細部については、「八雲町行政手続条例」へ委任することとします。

#### (政策法務)

政策法務とは、政策の実現のために必要な条例や規則などの法整備を行うものです。地方分権の時代においては、地方自治体が自らの判断と責任において個性豊かな政策を実現するための条例や規則等を整備することがますます重要となっています。

政策法務の内容としては、主に「自治を行うために必要な条例等の整備」「国の法令の自主解釈（違反しない範囲において）による運用」「訴訟や不服申し立てに関する対応」「自治体の政策推進を妨げる法令の改善への提言」が言われています。八雲町における自治のルールを確立するために本条例を定める行為も、政策法務の一つであると考えられます。

#### (危機管理)

町民の生命と財産を守ることは、行政運営において重要な分野のひとつです。危機管理にあたっては、地域防災計画や国民保護計画を策定し、その計画を基に、災害等に備えた体制や基盤整備を行っていくことを明記しています。

また、安全確保の第一は、地域における日頃の備えと災害等が発生した初期における地域内での町民相互の助け合いにあります。災害等が発生した初期には、行政の対応にも限界があるため、町民相互の連携を町民自身の行動規範として明記しています。

さらに、危機への対応にあたっては、常に町民と行政が連携することを明記しています。



## 第10章 交流・連携

### (国及び北海道との連携)

第45条 議会及び行政は、地方分権の趣旨に基づき、国及び北海道との適切な役割分担を図り、連携した関係を構築するとともに、地方自治の拡充を図るものとします。

### (他の市町村との連携)

第46条 議会及び行政は、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互いの自主性を尊重しながら共通の政策課題の解決に取り組むものとします。

2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村等と共同で組織を設置できるものとします。

3 町民、議会及び行政は、自らが有する知識及び技術並びに八雲町に所在する公共的な社会基盤等が広域的に活用されるまちづくりに取り組むものとします。

### (国内外の交流)

第47条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び技術をまちづくりに活かすよう取り組むものとします。

## 【解説・考え方】

自治を取り巻く多くの課題を解決するためには、今まで以上に国、北海道、他の市町村との連携が必要になります。国、北海道との関係においては、地方分権社会にふさわしい適切な役割分担と相互の連携により、地方自治の拡充を図ることを明記しています。

他の市町村との連携については、現在、八雲町では、ごみ・し尿処理、滞納整理、介護・障がい認定審査、後期高齢者医療に関する事務について、周辺自治体等で構成する広域連合や一部事務組合等で処理しています。これからも、互いの自主性を尊重しながら、多くの分野で連携が図られるよう取り組むことを明記しています。

また、八雲町は、交通の要衝としての地理的特性とともに、国や北海道の機関の集積が見られるほか、商業圏の中心にもなっており、周辺自治体から多くの人々を誘引する基盤が整備されているなど、道南北部の中核を形成しており、広域的な視点でまちづくりに取り組む必要があります。

さらに、国内外の多くの交流によって得られる経験・知識・技術をまちづくりに活かすことを明記しています。

## 第11章 条例の見直し

### (条例の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会に、必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

### (八雲町民自治推進委員会)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として八雲町民自治推進委員会（以下「町民委員会」という。）を設置します。

2 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項

3 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めず。

### 【解説・考え方】

条例の制定後において、条例が社会情勢に適合しているかを定期的に見直す規定を設けています。また、条例及び条例に基づく制度が適正に運用されているかについても、定期的にチェックすることが非常に重要であるため、条例を形だけにさせない仕組みとして、条例の見直しにあたっては、町長から「八雲町民自治推進委員会」へ見直しについての諮問を行うこととしています。

同委員会では、町長の諮問に応じて見直しについて審議するほか、諮問事項以外の自治に関する制度等について審議し、意見を具申できることを明記しています。

## 第12章 最高規範

### (最高規範)

第50条 この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけます。

2 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。

3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。

### 【解説・考え方】

本条例を「八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範」として位置づけており、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守することを趣旨としています。

また、本条例は、八雲町の法体系の頂点に位置づけられることから、他の条例、規則等の制定、改正、廃止や総合計画など八雲町の基幹的な計画の策定、変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図ることとしています。ここでいう「この条例の内容を遵守し」とは、本条例の基本原則及び情報共有、町民参加をはじめとした基本的な制度を誠実に守ることを意味しています。

## 第13章 委任

### (委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 【解説・考え方】

本条例の施行にあたり必要な事項は、別途定める規則に委任することを明記しています。

## 附則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

### 【解説・考え方】

本条例を平成22年4月1日から施行することを明記しています。